

山梨県難病のこどもの未来支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、難病あるいは障害（以下、難病等という。）を持つ子ども達とその家族が山梨県の豊かな自然の中で安心して滞在できる場を提供し、こどもの成長や自立、延いてはその家族の支援に取り組む民間団体の活動を支援するため、民間団体が実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象となる団体)

第2条 補助金の交付対象は、次の全ての要件を満たす団体とする。

- (1) 社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人その他の法人格を有する団体又は任意団体（以下「民間団体等」という。）であること。ただし、任意団体については、1年以上の活動実績を有すること。
- (2) 難病専門医との強固なネットワークを有し、難病等のこどもや家族支援に対し豊富な経験と見識をもつ団体であること。
- (3) 自らが保有する県内のレスパイト施設において、難病あるいは障害を持つ子どもその家族（以下「難病あるいは障害を持つ子ども等」という。）に対して、無償の施設利用や希少疾患児との交流機会を提供する民間団体等であること。

(補助対象事業及び補助率)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の全ての要件を満たすものとし、補助金交付の対象となる事業区分、補助対象事業、補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

- (1) 難病あるいは障害を持つ子ども等に対し、豊かな自然に触れることができる体験や、レスパイト施設の無償利用、交流機会やイベントを提供する事業であること。
- (2) 営利を目的としない事業であること。
- (3) 他に国又は地方公共団体その他の団体等から助成を受けていない事業であること。
ただし、既に助成等を受けている事業であっても、追加的に事業を実施する場合であって、既に受けている助成等と補助事業との費用助成を経理区分して実施する場合に限り、当該追加的な事業については、補助事業とする。

(交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、速やかに交付決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付の条件は次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更

イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(事業の中止または廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(変更申請)

第8条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合(別表2に定める軽微な変更を除く。)は、変更承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは第6条の規定による補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定を受けた年度の

翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに、実績報告書（様式第5号）に關係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業が完了しない場合において補助金の決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助事業者は、交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに当該年度に係る実績報告書（様式第5号）に關係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第10条 知事は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の額を確定し、その旨を山梨県難病のこどもの未来支援事業費補助金額の確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第11条 補助金の交付は、精算払いとする。

（補助金の交付決定の取り消し）

第12条 知事は、次の各号に掲げる場合は、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1） 補助事業者がこの要綱に違反した場合
- （2） 補助事業者が補助金を補助対象経費以外の用途に使用した場合
- （3） 補助事業者が補助金の受領に関して不正な行為をした場合

（証拠書類の整備及び保管）

第13条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間

(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第8号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率
難病のこどもの 未来支援事業	1 環境整備(施設整備等) 2 広報活動(ホームページ運営や広報誌印刷等) 3 イベント運営(サマーカーニバル等の開催) 4 その他知事が必要と認めるもの	報償費、旅費(県外の施設利用者への旅費を含む)、需用費(図書購入費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、修繕料)、役務費(通信運搬費、保険料、広告料)、備品購入費、委託料、使用料及び貸借料、工事請負費	10/10

* 人件費等のランニングコストは除く

別表 2

区分	変更内容
経費の配分	補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合
事業の内容	補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

(様式第1号)

文書番号
年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者名

代表者職・氏名

印

令和 年度山梨県難病のこどもの未来支援事業費補助金交付申請書

令和 年度山梨県難病のこどもの未来支援事業について、次のとおり補助金を交付していただきたく、山梨県難病のこどもの未来支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業計画書（様式第1号の2）
- 3 収支予算書（様式第1号の3）

(様式第1号の2)

事業計画書

事業名	
事業概要	○目的 ○内容

(様式第1号の3)

収支予算書

1 収入

経費区分	対象経費の 所要見込額	積算内訳	備考
合計			

2 支出

経費区分	対象経費の 所要見込額	積算内訳	備考
合計			

(様式第2号)

文書番号
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

令和 年度山梨県難病のこどもの未来支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった山梨県難病のこどもの未来支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

1 補助金の交付対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった難病のこどもの未来支援事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。ただし、この補助金の原資となる当該年度の本事業に係る収入額が予算の額を下回った場合は、当該交付決定額を減額する。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円

3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。

4 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更

イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
 - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は令和9年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(様式第3号)

文書番号
年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者名
代表者職・氏名

印

令和 年度山梨県難病のこどもの未来支援事業費補助金（中止・廃止）
承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定された山梨県難病のこどもの未来支援事業費補助金を（中止・廃止）したいので、山梨県難病のこどもの未来支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 補助事業を（中止・廃止）しようとする理由

(様式第4号)

文書番号
年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者名
代表者職・氏名

印

令和 年度山梨県難病のこどもの未来支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった山梨県難病のこどもの未来支援事業の計画を変更したいので、山梨県難病のこどもの未来支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて計画変更承認申請をします。

1 変更の理由

2 変更の内容

※ 交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

(様式第5号)

文書番号
年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者名
代表者職・氏名

印

令和 年度山梨県難病のこどもの未来支援事業費補助金実績報告書

令和 年度山梨県難病のこどもの未来支援事業費補助金について、山梨県難病のこどもの未来支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 事業報告書（様式第5号の2）
- 2 収支決算（見込み）書（様式第5号の3）
- 3 その他参考資料
- 4 補助金の口座振替先

振込先 金融機関	金融機関名		本支店名
預金種別	1 当座 2 普通	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

(様式第5号の2)

事業報告書

事業名	
事業概要	<ul style="list-style-type: none">○目的○内容○事業成果

(様式第5号の3)

収支決算（見込み）書

1 収入

経費区分	対象経費の 決算（見込）額	積 算 内 訳	備考
合計			

2 支出

経費区分	対象経費の 決算（見込）額	積 算 内 訳	備考
合計			

(様式第6号)

文書番号
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

山梨県難病のこどもの未来支援事業費補助金額の確定通知書

山梨県難病のこどもの未来支援事業費補助金の交付額について、山梨県難病のこどもの未来支援事業費補助金要綱第10条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

確定額

円

(様式第7号)

文書番号
年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者名
代表者職・氏名

印

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県難病のこどもの未来支援事業費補助金について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、山梨県難病のこどもの未来支援事業費補助金交付要綱第14条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1. 事業実績報告額 金 円
2. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円

3. 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

(様式第8号)

文書番号
年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者名
代表者職・氏名

印

財産処分承認申請書

令和 年度山梨県難病のこどもの未来支援事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県難病のこどもの未来支援事業費補助金交付要綱第15条第2項に基づき、申請します。

1 処分しようとする財産の明細

財産の種類	財産の名称	型式	数量	取得価格		取得年月日	残存価格	
				単価	金額		単価	金額

2 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）の内容及びその方法

3 処分しようとする理由

4 その他必要な書類